

● 特別徴収義務者の登録に関すること

【Q1】 宿泊税の特別徴収義務者は誰か。

【A1】 旅館業又は住宅宿泊事業の経営者です。

ただし、旅館業法の許可及び住宅宿泊事業の届出のない施設への宿泊も課税対象となるため、当該施設を経営している方も特別徴収義務者となります。

【Q2】 これから旅館業（住宅宿泊事業）を始める予定ですが、どのような手続きが必要か。

【A2】 宿泊税の手続きに関する流れは以下のとおりです。

1. 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続き*をする。
2. 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を経営開始の5日前までに役場税務課宿泊税係へ提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税額について、宿泊税納入申告書を倶知安町税務課宿泊税係へ提出し、対象の金融機関等の窓口で納入書により納める。

※旅館業法の許可については、後志総合振興局保健環境部保健行政室（倶知安保健所）へお願いいたします。

※住宅宿泊事業の届出については、下記へお願いします。

・北海道庁 経済部 観光局観光政策グループ（民泊担当）
電話番号 011-206-6597

【Q3】 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合どうしたらよいか。

【A3】 旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者と実質的経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を本町が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税務課までご連絡ください。

● 申告・納入に関すること

【Q1】 宿泊のない月でも申告が必要か。

【A1】 申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。

【Q2】 徴収原簿の記載内容と提出義務について。

【A2】 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金及び宿泊税額等を記載した徴収原簿の作成をお願いいたします。毎月の申告と併せてご提出ください。

紙でご提出いただく必要があるので、提出書類が多くなるなどの不都合が生じる場合においては、電子データ等で管理していただき、必要に応じて提出を求めた際には速やかにご提出をお願いいたします。

【Q3】 複数の宿泊施設を経営しているのですが、まとめて申告納入することはできるか。

【A3】 複数の施設を経営されている場合、申請により、合算して申告納入することができます。ただし、徴収原簿については、宿泊施設ごとに記載・管理していただきます。

【Q4】 申告や納入が遅れたらどうなるか。

【A4】 申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合があります。

【Q5】 宿泊が月をまたいた場合、それぞれの月での納入となるのか。

【A5】 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

【Q6】 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。

【A6】 宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。

【Q7】 毎月ではなく数ヶ月ごとにまとめて申告・納入したいのだが。

【A7】 一定の要件を満たす場合、申請により、3か月ごとに申告・納入できる特例を設けています。

●課税対象に関すること

【Q1】 幼児や子どもにも宿泊税はかかるか。

【A1】 宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税されます。

【Q2】 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかるか。

【A2】 宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし宿泊税額を算出してください。

【Q3】 宿泊税込で事前決済したお客様が宿泊キャンセルをした場合、宿泊税額は返金しなければならないのか。

【A3】 宿泊税は宿泊行為に対して課税されるものです。したがってキャンセルの場合は宿泊行為がないので返金していただく必要があります。ただし、「宿泊料金」をキャンセル料などの「違約金」として取り扱う場合は課税対象外となります。宿泊事業者と宿泊者との取り決めによります。

【Q4】 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのか。

【A4】 「修学旅行であることの証明書」については手引P10に見本をお示ししておりますが、特段様式を指定しておりません。修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。

ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、これを後日提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいて差し支えありません。

【Q5】 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となるのか。

【Q5】 基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は宿泊料金に含んでいただくこととなります。

●宿泊税の算出・徴収に関すること

【Q1】 宿泊税はどのように算出するのか。

【A1】 食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金（100 円未満の端数は切捨）に 2 % を乗じた金額です。

【Q2】 1 泊 1 食付 10,000 円（食事代 2,000 円込、税別）の場合の宿泊税はいくらか。

【A2】 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 3\% = 240 \text{ 円}$ となります。

【Q3】 1 泊 1 食付 10,000 円（税別）で、食事代を明確に分離できない場合の宿泊税はいくらか。

【A3】 食事代は※下表により、 $10,000 \text{ 円} \times 10\% = 1,000 \text{ 円}$
よって宿泊税額は、 $(10,000 - 1,000 \text{ 円}) \times 3\% = 240 \text{ 円}$ となります。

※宿泊料金と食事代を明確に分離できない場合の食事代の算出方法	
1 泊につき 1 回分の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に 10% を乗じた額
1 泊につき 2 回分の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に 20% を乗じた額
1 泊につき 3 回分以上の食事が提供されるとき	宿泊客が宿泊施設に支払うべき額に 30% を乗じた額

【Q4】 1 泊 1 食付 10,000 円（税別、食事代 2,000 円込）の宿泊商品を旅行業者を経由して販売したとき、旅行業者が 11,000 円で宿泊者に販売し、販売手数料が差し引かれた売掛金が 8,500 円だった場合の宿泊税はいくらか。

【A4】 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの宿泊料金により宿泊税額を算出してください（旅行業者が宿泊者からとる手数料等は宿泊料金に含めない）。

この場合、 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 3\% = 240 \text{ 円}$ となります。

【Q5】 連泊した場合の宿泊料金の取扱方法はどうなるのか。

【A5】 連泊をしたことにより宿泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

また、連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

ただし、連泊により宿泊日ごとに宿泊料金の算出が困難な場合、チェックアウト時における宿泊料金により一括して宿泊税を算出し、その翌月に申告納入することが出来るものとします。

【Q6】 お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合はどうすればよいのか。

【A6】 納税の義務があることをご説明いただくとともに、宿泊税の徴収についてもご協力をお願いいたします。本町としても宿泊税の徹底周知を図って参ります。

なお、法令上は、仮に宿泊税が納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本町に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります。

【Q7】 お客様にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければならないか。

【A7】 納税者である宿泊される方々の宿泊税に対するご理解とご協力をいただくため、領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税の課税対象となりますのでご注意ください。